

# 太陽光発電設備等に係る償却資産の申告について

## 1 太陽光発電設備等の申告

太陽光発電設備等が償却資産の申告の対象になる場合には毎年1月31日までに所有状況を申告していただく必要があります。

## 2 償却資産の申告の対象（設置者・発電規模別）

設置者	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
法人	償却資産として申告の対象になります。	
個人 (事業用)	店舗やアパートなどの事業を営む方がその事業のために設置した場合は、償却資産として申告の対象になります。	
個人 (住宅用)	売電をしている場合は事業用資産となり、償却資産として申告の対象になります。	売電するための事業用資産とはみなさないため申告は不要です。

## 3 償却資産にあたる太陽光発電設備

- ・太陽光パネル ※
- ・架台 ※
- ・接続ユニット
- ・パワーコンディショナー
- ・表示ユニット
- ・電力量計 等

※家屋に一体の建材（屋根材など）として設置した場合は「家屋」として評価の対象となるため、償却資産としての申告は不要です。

## 4 課税標準の特例について

次の条件を満たす場合、最初の3年間は固定資産税の課税標準額の軽減の対象となります。

（償却資産の申告時に「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しを提出してください。）

- (1) 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備であること
- (2) 固定価格買取制度の設備認定の対象外であること。

### 償却資産の申告は期限内にお願いいたします。

未申告の事業者へは、申告を促すための督促等を行います。

申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、資産を取得された翌年度まで（原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により5年分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり一括払い（納期は1回）となりますのでご注意ください。